

第1章 計画の基本的な考え方

この章では、環境基本計画策定の背景、目的など計画の基本となる考え方を示します。

1 計画策定の背景

(1) 今日の環境問題と国・東京都の取組

今日の環境問題は、地球規模という空間的な広がり、将来の世代にわたる影響という時間的な広がりをもっています。これが現在の環境問題の対応を困難にし、対策が急がれる理由です。

かつてわが国では、昭和40年代の高度経済成長期における産業型公害が大きな社会問題になりました。このため「公害対策基本法」及び「自然環境保全法」を中心とする各種の法令の整備が行われ、一定の成果をあげてきました。しかし、その後の経済発展において、大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済活動により、物質的には豊かになったものの、自動車などの排出ガスによる大気汚染、生活排水による水質汚濁などの都市・生活型公害が増大するとともに、地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨などの地球環境問題が深刻化しています。

このような背景のもと、国は、平成5年（1993年）に「環境基本法」を制定し、平成6年（1994年）に「環境基本計画」を策定するとともに、平成12年（2000年）には21世紀に向け「環境基本計画」を改定しました。また、「循環型社会形成推進基本法」などの各種法令の制定や改正により、環境対策の取組が進んでいます。

一方、東京都は、平成9年（1997年）に策定した「東京都環境基本計画」を平成14年（2002年）に改定しました。また、平成12年（2000年）には、「東京都公害防止条例」が、これまでの公害規制を基本的に継承しつつ、幅広く東京の今日的な環境問題に適切に対応できるよう「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（以下「東京都環境確保条例」という。）」として条例名を変更するとともに、全面改正しました。さらに、「東京都環境影響評価条例」を平成14年（2002年）に改正し、計画段階の環境影響評価制度などを導入しました。

(2) 府中市の動向

府中市の中心地となる辺りは歴史的に見て多摩地域の中心としての役割を担ってきました。現在では、多摩川や浅間山などの自然環境が残された、23万人の人口を有する

都市として、発展を続けています。

しかし、近年、住宅地や道路などの整備によるアスファルトやコンクリートに覆われた土地の増加に伴い、自然環境が減少し、生き物が生息・生育する場所が減少するとともに、市民が、日常生活において気軽に自然と親しむことが難しくなりつつあります。また、車社会の発展に伴い、住宅地域を通過する自動車が、歩行者や自転車などの安全を脅かしています。そのほか、違法な屋外広告看板、ポイ捨てされたごみ、放置自転車などによる雑然とした景観、歴史的資産や文化財の保全状況、ばい煙や騒音、多摩川や地下水の水質改善の遅れ、電力などのエネルギー消費量の増加、ごみ最終処分場の容量の限界など、様々な環境問題が私たちの身の回りで見られます。

そこで、市では、すべての者の協力のもと、豊かな環境を保全し、環境との調和を保ちつつ持続的発展が可能な循環型社会をつくるため、平成11年（1999年）に「府中市環境基本条例」を制定するとともに、緑ゆたかなふるさと府中を次世代に継承していくため「府中市緑の基本計画」を策定しました。また、市職員による環境負荷低減のための率先実行及び地球温暖化防止計画である「府中市職員エコ・アクションプラン」を策定し、平成13年度（2001年度）から実施しています。さらに、市長の定める環境方針に基づいて、同プランをもとに環境マネジメントシステムを再構築し、平成14年（2002年）に環境管理に関する国際規格であるISO14001の認証を取得しました。

（3）市民の日常生活における環境への負荷

石油や都市ガスなどの化石燃料の大量消費は、地球温暖化や酸性雨の原因となっており、森林や生物に影響を与えています。外国産木材の大量輸入は熱帯林の大量伐採を招き、貴重な森林資源を減少させるとともに、二酸化炭素による地球温暖化を加速させています。また、様々な化学製品は、市民の日常生活で大変便利な一方、有害な化学物質による環境汚染は、重大な環境問題となっています。

私たちは、消費者として環境に負荷を与えているだけではなく、生産や流通などの事業従事者の一員としても負荷を与えています。日常の生活そのものが環境に大きな影響を及ぼしていると言えます。

すべての人々が、家庭や事業所などで資源の節約やエネルギー消費量の削減などの環境への負荷低減に取り組むとともに、この取組が家庭や事業所の範囲にとどまらず、府中市全体まで拡大し、継続して実施されることが必要です。

(4) 計画策定の経緯

近年の環境問題は市民の日常生活に起因するものも多くあることから、市民の参画を得て、府中市の良好な環境を守りながらより良い環境を創造するために、新しい計画づくりが必要となりました。このため、公募でかつボランティアの市民により構成された環境基本計画素案検討会が設置され、2年間の検討を経て、市民の目から見た環境保全の方策が多く盛り込まれた計画素案を作成しました。そして、この素案を基に、府中市環境審議会が審議を重ね提出した答申に基づき、「府中市環境基本計画」が策定されました。

このような経緯により策定された計画は、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境保全に関する方針や目標、市民、事業者及び行政の各主体の行動や施策などについて定めています。そして、この計画により、環境への負荷が少ない持続的な発展が可能なまちの実現に向け、環境保全のための行動が一層広まり、深まるよう、市民、事業者及び行政の各主体が連携し、積極的な取組を推進します。

2 計画の目的・性格・特徴

(1) 計画の目的

府中市環境基本計画は、府中市環境基本条例の理念に基づき、市の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に策定されました。

この計画は、府中市の良好な環境を保全し、現在及び将来にわたって市民が快適に暮らすことができるよう、各種の施策を総合化、体系化することで、環境の保全に関する施策を計画的に推進するものであり、行政だけでなく、府中市で暮らし、活動するすべての市民や民間団体、事業者などの参加によって、実現することを目指します。

(2) 計画の性格

環境に配慮したまちづくりの総合的な推進を図ります。

目指すべき望ましい環境像を掲げて、それを実現するために基本方針・基本目標を設定し、その達成に向けて個別目標を定めることで、施策展開の方向を示します。

パートナーとしての市民や事業者、行政などの果たすべき役割を示し、相互の協働により計画の推進を図ります。

東京都の環境基本計画や市の各種計画との整合・連携を図ります。

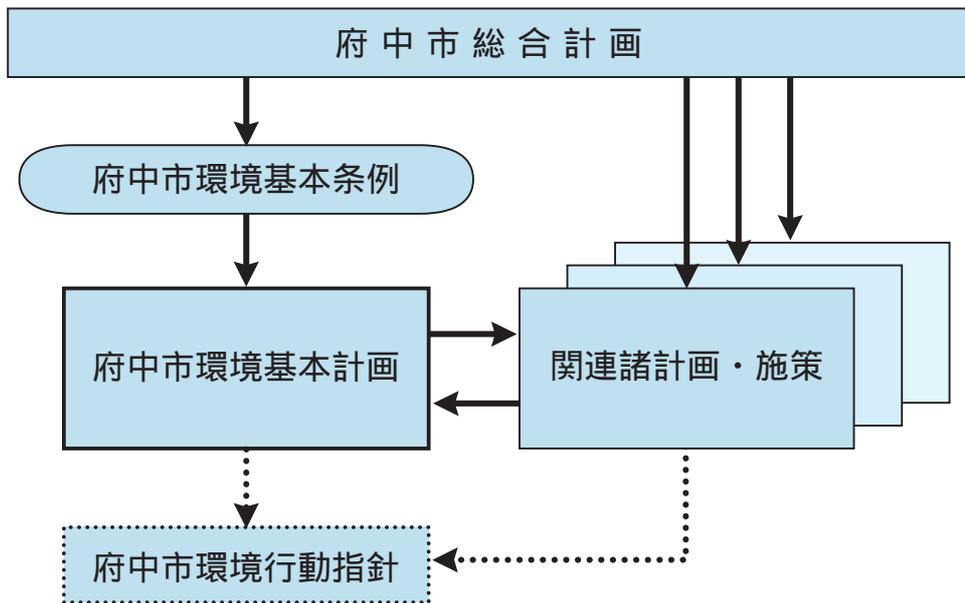
(3) 計画の特徴

計画は、公募でかつボランティアの市民が、2年間をかけて計画素案を作成し、府中市環境審議会が、その素案を基に審議し答申した内容を尊重して策定されました。計画には、行政の環境施策のみならず、市民や事業者それぞれの環境保全行動が示され、市民、事業者及び行政の協働による環境の保全が明確にされています。計画には、重点施策を掲げ、ごみの50パーセント削減や学校の100パーセントエコスクール化などの数値目標を掲げるなど、意欲的な取組が示されています。計画は、連携体制や進行管理体制を詳細に定め、市民、事業者及び行政の計画に関する協議会の設置や計画の進ちょく状況の把握や公表などにより確実な推進を図ります。

3 計画の位置付け

府中市環境基本計画は、府中市環境基本条例に基づき策定され、府中市総合計画を環境面から具体化するために、環境に関連する諸計画の基本的方向を示すとともに、関連する各種の施策の推進における環境保全上配慮すべき事項を提示するものです。

さらに、この計画に基づき、市民をはじめ、事業者、行政など、各主体の環境保全に向けた具体的行動や施策を定める環境行動指針を今後策定します。



4 計画の期間

府中市環境基本計画の計画期間は、第5次府中市総合計画の計画期間と同じ平成25年度（2013年度）までとします。

なお、科学技術の進展や府中市を取り巻く状況の変化、自然環境・生活環境に対する価値観の変化などに応じて計画の進ちょく状況を点検し、必要な場合には、適宜、計画期間内における見直しを実施します。

5 計画と財政措置

府中市環境基本計画に掲げられている行政の施策を推進するため、財政状況を踏まえ必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

また、この計画に基づき策定される環境行動指針において、行政の施策を実施するために必要とされる予算額を明らかにするよう努めます。

6 計画の対象範囲

府中市環境基本計画は、次に示すように、市民の日常生活から地球環境までの幅広い範囲を対象とします。

